## 相楽東部広域連合立笠置児童館設置条例

平成 21 年 3 月 13 日 条 例 第 1 3 号

#### (設置及び目的)

第1条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づき、児童の心身の健やかな育成とともに、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決・基本的人権尊重の精神を育むことを目的として、笠置児童館(以下「児童館」という。) を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
笠置児童館	京都府相楽郡笠置町大字有市小字羽根田 38 番地

#### (事業)

第3条 児童館は、第1条の目的を達成するために必要な事業を行う。

#### (管理)

第4条 児童館は、相楽東部広域連合教育委員会が管理する。

#### (運営委員会)

- 第5条 児童館の管理及び運営に関する事項を審議するため、笠置児童館運営審議会(以下「運営審議会」という。)を設置する。
- 2 運営審議会に関する必要な事項は、別に定める。

#### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

# 附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。